

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）
各 教 科 用 図 書 採 択 地 区 協 議 会 長
各 教 科 書 セ ン タ ー （ 分 館 を 含 む ） 館 長
北 海 道 教 育 大 学 長
（ 各 附 属 学 校 長 ）
各 国 立 高 等 専 門 学 校 長
各 私 立 学 校 長

様

北海道教育委員会教育長

「教科書発行者による自己点検・検証結果の報告に関する調査」の結果報告について
(通知)

教科書採択における公正確保については、これまでも適切に行うようお願いしてきたところですが、昨年、教科書発行者による採択の公正性・透明性に疑念を生じさせかねない事案があり、文部科学省が教科書発行者に対して実施した自己点検・検証結果の報告に関する情報提供に基づき、関係市町村教育委員会教育長及び関係学校長等の御協力を得て、本年1月～3月に標記調査を実施したところです。

この度、別添のとおり、調査結果を取りまとめましたので、通知します。

教科書は、全ての児童生徒が学校の授業や家庭における学習活動において必ず用いることとなる極めて公共性の高いものであり、著作・編集から検定、採択、供給に至るまでのいずれの段階においても適正に行われる必要があります。中でも、採択は、実際に児童生徒が用いる教科書を選択する重要な行為であり、いかなる疑惑の目も向けられることのないよう、特に高い公正性・透明性が求められます。

つきましては、本報告書を踏まえ、改めて関係法令や関係通知に留意し、教科書採択の公正性・透明性の確保に万全を期すよう、お願いいたします。

記

1 送付書類

教科書発行者による自己点検・検証結果の報告に関する調査 結果報告

2 教科書発行者による自己点検・検証結果の報告に関する調査 結果報告 掲載ホームページ

<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gky/kyokasyo/page.htm>

(学校教育局義務教育課義務教育グループ)

教科書発行者による自己点検・検証結果の報告に関する調査 結果報告

平成28年3月

北海道教育委員会

教科書発行者による自己点検・検証結果の報告に関する調査 結果報告

1 調査の趣旨

文部科学省が各教科書発行者に対して、「教科書の採択に関する宣伝行為等について」（平成27年4月7日付け27文科初第92号）や教科書協会が定める「教科書宣伝行動基準」等の趣旨に照らし、極めて不適切であると考えられる教科書検定に係る申請図書（以下、「申請本」という。）の内容を外部に流出させる行為や、検定期間又は採択期間であると否とにかかわらず、採択の勧誘を目的とした金銭その他の利益の供与等であるとの疑念を生じさせる行為等について自己点検・検証を行うよう求めた結果、該当する事案に関与した可能性のある本道の教員等の状況について確認し、報告するよう文部科学省から依頼があった。

このことを踏まえ、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第10条の規定に基づき、本道における教科書採択の適正な実施を図る観点から、調査を実施した。

○ 文部科学省から報告依頼があった事項

依頼事項1	○所属・職位・氏名についての確認
依頼事項2	○教科書採択関係についての確認 ①当該者の採択への関与の有無 ②当該教科の教科書に関する当時の採択結果とその後の採択結果 ③当該者が採択結果へ影響を及ぼしたか否か
依頼事項3	○発行者の経費負担についての確認 ①金品の受取の有無 ②飲食の提供（食事、懇親会、二次会等）の有無 ③交通費・宿泊費等の受取の有無

2 調査概要

(1) 調査対象

文部科学省から提供のあった教科書発行者による自己点検・検証結果の報告に基づく対象者
(別表参照)

- ・類型①…対価を伴わず、申請本を教員等に閲覧させて意見を聴取した事案 29名
- ・類型②…申請本を教員等に閲覧させた上で、意見聴取等の対価を支払った事案 500名

(2) 調査項目

- ・申請本を閲覧した行為等
- ・教科書発行者からの金銭その他の利益供与等
- ・教科書採択結果へ影響を及ぼす行為

(3) 調査期日

平成28年1～3月

(4) 調査方法

調査時点における所属が明らかになった対象者に対し、次の調査主体が、個別に事実確認の聴き取りを行った。なお、退職者等については、調査票を郵送し、回答を記入する方式により調査を行った。

対象者	調査主体
公立学校関係者	市町村教育委員会
国立学校関係者	大学
私立学校関係者	北海道教育委員会
その他（退職者等）	北海道教育委員会

3 調査結果

- ・調査対象者に個別に聴き取りを行った結果について、事案発生当時の所属、職位で整理した。
- ・人数は、延べ人数。

(1) 類型①について

ア 申請本を閲覧した行為等について（調査対象者：29名）

調査対象者		管理職	一般職	退職者	計
i 閲覧したことが確認された者		7	10	0	17
	公立学校関係者	7	10		17
	国立・私立学校関係者	0	0		0
	その他（退職者等）			0	0
ii 閲覧した物や時期が規定に反しないことが確認された者		2	4	0	6
	公立学校関係者	2	4		6
	国立・私立学校関係者	0	0		0
	その他（退職者等）			0	0
iii 閲覧したことが確認できなかった者		1	2	0	3
	公立学校関係者	1	2		3
	国立・私立学校関係者	0	0		0
	その他（退職者等）			0	0
iv 不明者 ^{※1}					3
合計					29

A

※1 不明者…文部科学省から氏名の提供がなかった者
又は氏名、当時の所属は把握できたが、退職等により現在の所在が不明の者

- ・調査対象者は29名であり、そのうち閲覧したことが確認された者は17名（A）、閲覧した物や時期が規定に反しないことが確認された者は6名、閲覧したことが確認できなかった者は3名、不明者は3名。
- ・閲覧したことが確認された17名（A）は、全て公立学校関係者。

イ 教科書発行者からの金銭その他の利益供与等及び教科書採択結果へ影響を及ぼす行為について（該当者は公立学校関係者のみ）

i-a 閲覧したことが確認された公立学校関係者（A）

① 調査員等であった者の数

		管理職	一般職	計
A		7	10	17
	調査員等	2	1	3

A-1

- ・閲覧したことが確認された17名（A）のうち3名（A-1）が調査員等。

② 調査員等（A-1）の当該採択地区における採択の状況

		管理職	一般職	計
A-1：採択の状況		2	1	3
	他の発行者→閲覧した発行者	0	0	0
	閲覧した発行者→閲覧した発行者	0	0	0
	閲覧した発行者→他の発行者	0	0	0
	他の発行者→他の発行者	2	1	3

- ・3名（A-1）のいずれの採択地区においても閲覧した教科書発行者とは別の教科書が採択されており、調査員等となった3名が採択に影響を及ぼした形跡は認められない。

ウ その他

飲食の提供、交通費・宿泊費等の受取の有無の状況については次表のとおり。

調査対象者	管理職	一般職	退職者	計
飲食の提供	3	3	0	6
公立学校関係者	3	3		6
国立・私立学校関係者	0	0		0
その他（退職者等）			0	0
交通費・宿泊費	0	1	0	1
公立学校関係者	0	1		1
国立・私立学校関係者	0	0		0
その他（退職者等）			0	0
合計				7

- ・「飲食の提供」とは、昼食等で弁当や軽食などの提供を受けたものであり、懇親会や二次会の提供を受けたことが確認された者はいなかった。

(2) 類型②について

ア 申請本を閲覧した行為等について (調査対象者：500名)

調査対象者		管理職	一般職	退職者	計	
i 閲覧したことが確認された者		73	320	4	397	B C D
	公立学校関係者	72	302		374	
	国立・私立学校関係者	1	18		19	
	その他(退職者等)			4	4	
ii 閲覧した物や時期が規定に反しないことが確認された者		15	29	0	44	E F G
	公立学校関係者	15	25		40	
	国立・私立学校関係者	0	4		4	
	その他(退職者等)			0	0	
iii 閲覧したことが確認できなかった者		10	26	1	37	
	公立学校関係者	9	25		34	
	国立・私立学校関係者	1	1		2	
	その他(退職者等)			1	1	
iv 不明者 ^{*2}					22	
合計					500	

※2 不明者…氏名、当時の所属は把握できたが、退職等により現在の所在が不明の者

- ・調査対象者は500名であり、そのうち閲覧したことが確認された者は397名、閲覧した物や時期が規定に反しないことが確認された者は44名、閲覧したことが確認できなかった者は37名、不明者は22名。

イ 教科書発行者からの金銭その他の利益供与等及び教科書採択結果へ影響を及ぼす行為について

i-a 閲覧したことが確認された公立学校関係者 (B)

① 金品の受取の有無と調査員等であった者の数

		管理職	一般職	計		
B		72	302	374		
	金品を受け取った者		65	263	328	B-1
		調査員等	12	55	67	
	金品を受け取っていないとする者		7	39	46	B-2
調査員等		0	11	11		

- ・閲覧したことが確認された374名 (B) のうち328名が教科書発行者から金品を受け取った。受け取った金品の名目については「謝礼」、「車代」、「調査研究費」など受け取った者によって認識は異なる。
- ・金品を受け取った328名のうち67名 (B-1) が調査員等。
- ・閲覧はしたが金品を受け取っていないとする46名のうち11名 (B-2) が調査員等。

② 調査員等 (B-1) の当該採択地区における採択の状況

		管理職	一般職	計
B-1 : 採択の状況		12	55	67
他の発行者→閲覧した発行者		0	6	★ 6
閲覧した発行者→閲覧した発行者		5	27	☆ 32
閲覧した発行者→他の発行者		0	7	7
他の発行者→他の発行者		7	15	22

- ・閲覧した教科書発行者の教科書が新たに採択された (★) のは6件、継続して採択された (☆) のは32件。

- ・★、☆については、当該の採択地区協議会等の議事録を点検した結果、調査研究の報告において特定の教科書を推薦するような説明や発言はなく、採択に影響を及ぼした形跡は認められないことを確認した。

③ 調査員等（B-2）の当該採択地区における採択の状況

	管理職	一般職	計
B-2 : 採択の状況	0	1 1	1 1
他の発行者→閲覧した発行者	0	2	★ 2
閲覧した発行者→閲覧した発行者	0	2	☆ 2
閲覧した発行者→他の発行者	0	2	2
他の発行者→他の発行者	0	5	5

- ・閲覧した教科書発行者の教科書が新たに採択された（★）のは2件、継続して採択された（☆）のは2件。
- ・★、☆については、当該の採択地区協議会等の議事録を点検した結果、調査研究の報告において特定の教科書を推薦するような説明や発言はなく、採択に影響を及ぼした形跡は認められないことを確認した。

i - b 閲覧したことが確認された国立・私立学校関係者（C）

① 金品の受取の有無と調査員等であった者の数

		管理職	一般職	計	
C		1	18	19	
	金品を受け取った者	1	15	16	
	調査員等	1	13	14	C-1
	金品を受け取っていないとする者	0	3	3	
	調査員等	0	3	3	C-2

- ・ 閲覧したことが確認された 19 名（C）のうち 16 名が教科書発行者から金品を受け取った。受け取った金品の名目については「謝礼」、「車代」、「調査研究費」など受け取った者によって認識は異なる。
- ・ 金品を受け取った 16 名のうち 14 名（C-1）が調査員等。
- ・ 閲覧はしたが金品を受け取っていないとする 3 名のうち、3 名（C-2）が調査員等。

② 調査員等（C-1）の学校における採択の状況

		管理職	一般職	計
C-1：採択の状況		1	13	14
	他の発行者→閲覧した発行者	1	1	★ 2
	閲覧した発行者→閲覧した発行者	0	9	☆ 9
	閲覧した発行者→他の発行者	0	0	0
	他の発行者→他の発行者	0	3	3

- ・ 閲覧した教科書発行者の教科書が新たに採択された（★）のは 2 件、継続して採択された（☆）のは 9 件。
- ・ ★、☆については、当該校の採択状況を詳細に点検した結果、採択に影響を及ぼした形跡は認められないことを確認した。

③ 調査員等（C-2）の学校における採択の状況

		管理職	一般職	計
C-2：採択の状況		0	3	3
	他の発行者→閲覧した発行者	0	0	★ 0
	閲覧した発行者→閲覧した発行者	0	2	☆ 2
	閲覧した発行者→他の発行者	0	0	0
	他の発行者→他の発行者	0	1	1

- ・ 閲覧した教科書発行者の教科書が新たに採択された（★）のは 0 件、継続して採択された（☆）のは 2 件。
- ・ ☆については、当該校の採択状況を詳細に点検した結果、採択に影響を及ぼした形跡は認められないことを確認した。

i - c 閲覧したことが確認された退職者等（D）

① 金品受取の有無と調査員等であった者の数

		計
D		4
	金品を受け取った者	4
	調査員等	0

- ・ 調査対象者 4 名（D）いずれもが閲覧し、教科書発行者から金品を受け取っていたが、調査員等ではなく、採択に影響を及ぼす立場にはなかった。

ii - a 閲覧した物や時期が規定に反しないことが確認された公立学校関係者（E）

① 金品の受取の有無と調査員等であった者の数

		管理職	一般職	計	
E		15	25	40	
	金品を受け取った者	12	16	28	E-1
	調査員等	3	3	6	
	金品を受け取っていないとする者	3	9	12	E-2
調査員等	1	4	5		

・ 閲覧した物や時期が規定に反しないことが確認された 40 名（E）のうち 28 名が教科書発行者から金品を受け取った。受け取った金品の名目については「謝礼」、「車代」、「調査研究費」など受け取った者によって認識は異なる。

・ 金品を受け取った 28 名のうち 6 名（E-1）が調査員等。

・ 閲覧はしたが金品を受け取っていないとする 12 名のうち 5 名（E-2）が調査員等。

② 調査員等（E-1）の当該採択地区における採択の状況

		管理職	一般職	計
E-1：採択の状況		3	3	6
他の発行者→閲覧した発行者		0	2	★ 2
閲覧した発行者→閲覧した発行者		1	1	☆ 2
閲覧した発行者→他の発行者		0	0	0
他の発行者→他の発行者		2	0	2

・ 閲覧した教科書発行者の教科書が新たに採択された（★）のは 2 件、継続して採択された（☆）のは 2 件。

・ ★、☆については、当該の採択地区協議会等の議事録を点検した結果、調査研究の報告において特定の教科書を推薦するような説明や発言はなく、採択に影響を及ぼした形跡は認められないことを確認した。

③ 調査員等（E-2）の当該採択地区における採択の状況

		管理職	一般職	計
E-2：採択の状況		1	4	5
他の発行者→閲覧した発行者		0	0	★ 0
閲覧した発行者→閲覧した発行者		1	3	☆ 4
閲覧した発行者→他の発行者		0	1	1
他の発行者→他の発行者		0	0	0

・ 閲覧した教科書発行者の教科書が新たに採択された（★）のは 0 件、継続して採択された（☆）のは 4 件。

・ ☆については、当該の採択地区協議会等の議事録を点検した結果、調査研究の報告において特定の教科書を推薦するような説明や発言はなく、採択に影響を及ぼした形跡は認められないことを確認した。

ii - b 閲覧した物や時期が規定に反しないことが確認された国立・私立学校関係者（F）

① 金品の受取の有無と調査員等であった者の数

		管理職	一般職	計	
F		0	4	4	F-1
	金品を受け取った者	0	4	4	
	調査員等	0	3	3	
	金品を受け取っていないとする者	0	0	0	
	調査員等	0	0	0	

- ・ 閲覧した物や時期が規定に反しないことが確認された4名（F）のうち4名が教科書発行者から金品を受け取った。受け取った金品の名目については「謝礼」、「車代」、「調査研究費」など受け取った者によって認識は異なる。
- ・ 金品を受け取った4名のうち3名（F-1）が調査員等。

② 調査員等（F-1）の学校における採択の状況

		管理職	一般職	計
F-1：採択の状況		0	3	3
他の発行者→閲覧した発行者		0	0	★ 0
閲覧した発行者→閲覧した発行者		0	2	☆ 2
閲覧した発行者→他の発行者		0	0	0
他の発行者→他の発行者		0	1	1

- ・ 閲覧した教科書発行者の教科書が新たに採択された（★）のは0件、継続して採択された（☆）のは2件。
- ・ ☆については、当該校の採択状況を詳細に点検した結果、採択に影響を及ぼした形跡は認められないことを確認した。

ウ その他

飲食の提供、交通費・宿泊費等の受取の有無の状況については次表のとおり。

調査対象者		管理職	一般職	退職者	計
飲食の提供		44	139	4	187
	公立学校関係者	43	130		173
	国立・私立学校関係者	1	9		10
	その他（退職者等）			4	4
交通費・宿泊費		11	23	0	34
	公立学校関係者	11	21		32
	国立・私立学校関係者	0	2		2
	その他（退職者等）			0	0
合計					221

- ・ 「飲食の提供」とは、昼食等で弁当や軽食などの提供を受けたものであり、懇親会や二次会の提供を受けたことが確認された者はいなかった。

4 課題

調査結果から次の課題が明らかになった。

- ア 教科書採択において制限されている事項等についての教職員等の理解が不足していたことから、教科書採択が公正かつ適正に実施されるよう、その仕組み等について周知徹底する必要がある。
- イ 教科書発行者に協力をした者が調査員等に委嘱・任命されている状況があったことから、教科書採択の高い公正性・透明性を確保するため、採択の適正な事務処理を徹底する必要がある。

5 今後の対応

道教委としては、調査結果及び上記の課題等を踏まえ、教科書採択が適正に実施されるよう、今後、文部科学省が示すこととしている対応策の周知徹底に加え、次の取組を進める。

- ア 申請本の閲覧や謝礼の受取の有無、閲覧時に指導的立場である管理職であったかどうか、調査員への就任の有無などを考慮の上、非違行為が明らかになった教職員の処分等
- イ 調査結果を踏まえた指導通知の発出等による指導の徹底
 - ・教科書採択等に係る留意事項の全教職員への周知徹底
 - ・教科書等を閲覧し意見を述べるなど、著作編集等に協力する（した）場合、市町村教育委員会に届け出ることを新たに指導
 - ・調査員等の欠格条項を明確に示すなど、教科書採択の公正性・透明性を確保する採択の事務処理の改善
 - ・教科書の採択結果及び理由、採択までの経過等についての保護者や地域住民に対する丁寧な説明
- ウ 教科書採択手続きに関する啓発資料の作成・配付
- エ ウの資料を活用して各種研修会等で校長等に周知、指導
- オ 教科書発行者に対して、毎年度当初、教科書採択が公正かつ適正に実施されるよう申し入れ

【別表】 類型①及び②の内訳

1. 類型①

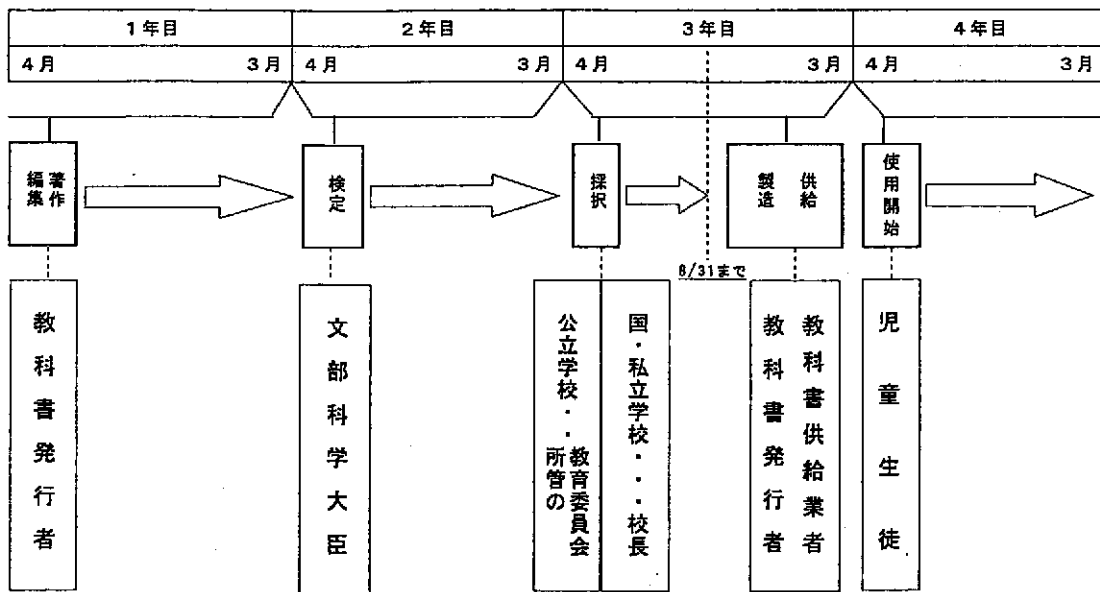
	管内	人数	うち調査員等数
公立学校関係者	空知	9	(1)
	石狩	0	(0)
	後志	6	(2)
	胆振	2	(0)
	日高	0	(0)
	渡島	4	(1)
	檜山	0	(0)
	上川	0	(0)
	留萌	0	(0)
	宗谷	0	(0)
	オホーツク	5	(1)
	十勝	0	(0)
	釧路	0	(0)
	根室	0	(0)
国立・私立学校関係者		0	(0)
その他(退職者等)		0	(0)
不明者		3	(1)
合計		29	(6)

2. 類型②

	管内	人数	うち調査員等数
公立学校関係者	空知	30	(6)
	石狩	182	(26)
	後志	1	(0)
	胆振	26	(4)
	日高	0	(0)
	渡島	44	(12)
	檜山	3	(1)
	上川	81	(19)
	留萌	0	(0)
	宗谷	0	(0)
	オホーツク	18	(8)
	十勝	26	(5)
	釧路	32	(13)
	根室	5	(1)
国立・私立学校関係者		25	(20)
その他(退職者等)		5	(0)
不明者		22	(1)
合計		500	(116)

参考資料

■ 教科書が使用されるまでの基本的な流れ



- ・検定は、おおむね4年ごとの周期で行われる。
- ・検定を行うに当たり、文部科学大臣がその前年度に検定の申請を行うことのできる図書の種目及び期間を告示することとしている。
- *検定期間は図書の種目(教科・学年)によって異なる。(おおむね5月～2月)

■ 義務教育諸学校用教科書の採択の流れ

